

平成30年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成30年 6月27日（水）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	田中 秀喜
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中 文夫
教育長	村尾 秀信	大規模事業課長	河北 尚夫
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西 洋二
会計管理者	渡部 誠	総務学校教育課長	池田 茂良
財政課長	石田 寛弥	社会教育課長	吉田 隆
税務課長	濱田 勉	布施支所長	竹本 久
町民課長	名越 玲子	五箇支所長	金坂 賢一
福祉課長	中林 眞	都万支所長	佐々木 義直
保健課長補佐	中嶋 洋子	危機管理室長	吉田 篤夫
環境課長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
観光課長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
地域振興課長	佐々木 千明	財政課長補佐	日野 利幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根 淳	事務局長補佐	中村 恵美子
--------	------	--------	--------

1. 議員提出議案の題目

発委第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時30分）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

常任委員長報告を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の、議第61号から議第68号までの補正予算案及び条例関係等8件と、要望2件、請願1件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長 12番：高宮 陽一 議員

○12番（高宮陽一）

総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は、議会閉会中の6月13日、15日、会期中の6月25日、26日の4日間開催し、今定例会で付託されました案件並びに調査事項について、審査の経過並びに結果について報告いたします。

付託案件は、議第61号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算(第1号)」のほか、議第62号・議第63号の条例の一部を改正する条例2件、要望書1件、請願1件の計5件であります。

まず、審査の結果についてであります。一般会計補正予算・条例の一部を改正する条例については全会一致で「可決すべし」とし、要望書・請願についても全会一致で「採択」といたしました。

次に、審査の過程で委員からあった主な意見や指摘事項等について申し上げます。はじめに、議第 61 号「平成 30 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）」の五箇中学校暖房機器整備事業についてであります。

公的施設へのペレットボイラーの導入は町の方針として計画され、いろいろ意見もありましたが私たち議会も承認し、図書館・ホテルなど各施設に導入してきたところであります。

今回の補正は、当初、既存の共同溝を利用して工事を行う計画でありましたが、断熱効率を高めるための保護被膜が必要となり、管末までの暖房効率を確保するために 65 mmの配管が必要となったため屋外に設置する必要性が生じたもの、また、配管経路の変更に伴い、校舎の一部を耐火構造とするなど、関連工事の経費を増額補正するものであります。

委員からは、「余りにも計画が杜撰ではないか。」「計画段階からしっかりと調査をしていけば分ることではないか。」など、多くの委員から厳しい意見がありました。

また、「承認はしてきたけれども、学校施設に好ましい方法と言えるのか。」「費用対効果をどう考えているか。」「今後の管理体制はどうするのか。」「熱効率はどうなのか。」「エアコンでもいいのではないか。」など、初期的な質問に対して、執行部からは的確な説明もない状況でありました。

このような状況ではあります。五箇中学校のペレットボイラー導入は、委員会としても、今更、引き返すことも出来ない判断したところであります。

結果的に、1 億円を超える事業となりましたが、今後、事業実施に当たっては使用頻度の少ない教室等への整備を縮小するなど、費用対効果を考えながら経費節減を図ること、五箇中学校での導入をしっかりと検証して今後の学校施設での冷暖房整備に役立てること、更には、安全・安心な教育環境を整備するためにも、もっと慎重に計画を進めるよう厳しく指摘したところであります。

今後、このような変更を少しでも少なくするためには、以前にも指摘していたように、専門職の配置は是非とも必要であるこのことを要望しておきたいと思っております。

次に、隠岐の島町商工会から提出のあった「生産性向上特別措置法に基づく導入促進

基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望」についてであります。

要望の趣旨は、本町の中小事業者の生産性向上を後押しし、地域経済の活性化を図るため、①生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を策定すること②先端設備等導入計画の認定を受けた設備投資について固定資産税の特例率をゼロとする条例を制定してほしいというものであります。

委員会としては、本町の中小事業者の生産性向上の後押しや費用負担の軽減、更には、地域経済への活性化の点からも理解できるものと判断し、全会一致で「採択」といたしました。

次に、隠岐の島町職員組合執行委員長 小室鉄平氏から提出のあった「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出を求める請願」についてであります。

請願の趣旨は、2019年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、その対策を求める意見書を政府等に提出して欲しいというものであります。

地方分権の進行により、地方自治体が担う役割は年々拡大してきており、また、市町村合併の特例終了により地方財政は厳しい状況となってきました。

社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する公的サービスの質の確保を図るためにも地方自治体の財源の安定確保は必要であり、全会一致で「採択」といたしました。

最後に、調査事項について申し上げます。

まず、(株)ふせの里の経営状況についてであります。

(株)ふせの里では、本年5月25日、株主総会を開催し、布施支所からその概要の報告がありました。

ふせの里では、昨年6月より役員体制を刷新し新体制で事業展開を行っており、国・県・隠岐の島町の施策に基づき循環型林業の確立を目指して積極的に取り組んできたとのことであります。昨年度、約2,000万円の損失を生じたことから、四半期ごとに事業計画・進捗状況の確認を行い、健全経営を行うよう臨時取締役会を実施しています。

主な事業の内容については省略いたしますが、決算では、当期純利益は1,860万円余りとなり、単年度収支では黒字となったとのことであります。

委員から「昨年約2,000万円の欠損金が生じたが再建計画はどうなっているか。」との質問があり、担当課長からは「昨年の約2,000万円の欠損金については、ほぼ解消することができ、累積欠損金の解消に向け努力している。」との答弁がありました。

以上、ごく簡単でございますが、報告に代えたいと思います。また、資料等については後程ご確認いただきたいと思います。

また、去る6月15日、学校給食の試食をするために、有木小学校を訪問し、児童たちと一緒に給食を頂きました。当日は、ちょうど「ふるさと給食」の日であり、地元でとれた魚やアラメ料理が提供されていました。

好き嫌いのある児童もあったようですが、先生もうまく指導してほとんどの児童は完食していました。味付けは、それぞれ好みが違いますので、どうこう言えませんが、食後には各議員からは、「もう一品あっても良いな。」と言う大人の見聞もありました。

あわせて、学校施設の建物の現状も視察しましたが、危険箇所も多く見受けられ、児童の安全のためにも早急な対応が必要であることを申し添えます。

以上、主な意見や指摘事項について申し上げましたが、今後、議会閉会中も所管の調査事項は継続して調査研究することとし、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田茂春）

次に、産業建設常任委員長 9番：前田芳樹 議員

○9番（前田芳樹）

それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。

当委員会では、議会閉会中の6月8日、11日と、会期中の6月25日、26日の計4日間開催いたしました。

付託案件、審査の結果ですが、別紙の通り、付託された議案については、いずれも全会一致で「可決すべし。」といたしました。

また、付託された要望第2号については全会一致で「採択」といたしました。

付託案件の審査経過の中で、意見・指摘事項などが多かった主なものについて報告をいたします。

まず、議第61号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」についてです。

西村港沖防波堤港湾施設災害復旧工事2,430万円についてです。

本年3月に一文字離れ波止の一部分が波浪によって損壊したため、その部分の補修と根固めブロック2個の設置等の災害復旧工事をするというものであります。委員会としては、「平成24年にも同様な破損があつての災害復旧工事をしているが、なぜ同じような事態を繰り返すのか。なるべく同じような事態を繰り返さないような対応をするべきだ。」と指摘をしたところでした。担当課からは、「この防波堤は北向きで冬期の波浪が

激しく、自然災害を受け易い位置にある。繰り返さないために前例は無いが、堤体の外側を消波ブロックで巻き立てて保護する方法を今年中に取りに行きたい。」とのことをございました。

次に、議第 64 号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎敷地造成（その 1）工事〕」の減額 43 万 2,000 円についてです。敷地造成工事をする前と施工完了後の地形を計測した結果として、盛土量が計画に比して 200 m³ 減であったので、43 万 2,000 円を減額するという工事請負変更契約であります。敷地中央部の既設排水路を当面活用するため、その部分の盛り土を取り止めたことで実績盛土量が減となったので減額するというものであります。委員からは、「自重沈下が収束したという現段階で、盛り土の高さはどう捉えればよいのか分かりづらいではないか。敷地を分断している中央部の排水路部分はいずれどうなるのか。」などの指摘がありました。担当課からは、「ドローンを使用した新しい技術の提案があつて、地形を詳細に計測して盛り土量の算出をした。現在の盛土高は計画高に合致している。排水路部分は次の 2 期工事で暗渠を設置して、地表面は全域同じ高さで連続した一面となる。」とのことをございました。委員会としては、盛土量の計測作業に関する資料の提出を求めて、適正なもの確認をいたしました。

次に、議第 65 号「工事請負契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修工事（4 期工事）〕」9,180 万円についてです。

老朽劣化したので空調機器及び配管等の全部を 9,180 万円で更新するという工事請負契約であります。委員からは、「指名競争入札で指名業者 14 者の内 11 者が入札辞退をしているが、これほど辞退が多かったのはどういうことか。同様の案件では今後の入札ができなくなるのではないか。無理な指名をしているのではないか。」との指摘がございました。担当課からは、「行政が入り込めない部分であつて、専任技術者を現場に専従させる必要があるので、資格を持つ技術者の都合がつかない業者の入札辞退が多かったものと思われる。」との説明でございました。委員会としては、島内宿泊施設の確保のためとは言え、当初の多額な施設設置費の償還も幾度も猶予したあげくに免除までした。修繕費も無際限にというわけには行かない。絶えず経営指導をしながらその経営に注視をしていくようにと指摘をしたところです。

議第 67 号「物品購入契約の締結について〔島後清掃センター塵芥収集車〕」購入 710 万円についてです。

最大積載量 3 トンのゴミ収集車 1 台を税込み 710 万円で購入するという契約でござい

ます。4者による指名競争入札は、予定価格が1,052万7,000円であったところに落札額が710万円の結果であったというものです。

委員からは、「予定価格と落札額に340万円という大きな差が発生しているが、なぜこのような結果になったのか。予定価格をどのように設定したのか。」との指摘があり、担当課からは、「予め、4業者に見積書を提出させて実態把握をした上で予定価格を設定し入札を実施したが、競争原理が働いた結果であると認識している。」との説明でございました。委員会としては、予定価格に比べてこれほど安く購入できるものならば、今後は同様の案件がある時には、これを前例として予定価格の設定をするべきではないかと指摘をしたところでございました。

次に、要望第2号「大久地区の公衆トイレ設置・バス停改修・油庫に関する要望書」についてです。

使われなくなった油庫を撤去し、その跡地に公衆トイレの新設とバス停の改修をして欲しいという要望です。周辺に公衆トイレが無く観光コースでもあるわけですので、その辺の必要性を認め、全会一致で「採択」とした。

次に、所管の調査事項としてですが、愛の橋の架け替えについてです。

長く懸案になっておりましたけれども、3月定例会時点では平成30年4月には詳細設計の発注をして、平成31年度に施工開始し、平成33年度には施工完了となる見込みであると、そして県と協議する中で国交省直轄での施工方案も出ているという説明でございましたが、「現状では建設課内の職員配置に窮していることから、詳細設計は県の建設技術センターに委託をして平成31年度にずれ込むこととなるわけですが、6月13日には地元地区の西町と港町の代表者6名に説明をして、町の方針への了承を得たということでもございました。平成32年度と33年度で工事を実施し、平成33年度で施工完了の見込みに変動はない。」との説明でございました。委員からは「これで架け替え新設となるのか。」との指摘がございまして、「国交省の直轄施工では時間が掛かって、早くならないので町は独自に動いて架け替え新設の方針である。」との説明でございました。委員会としては、町が地区民の意見を聞くのは大切なことだが、町としての基本的な構想をしっかりと持って望むべきだと指摘をしたところでございました。

以上、報告といたします。

尚、所管の調査事項については、引き続き調査研究を行ってまいります。

○議長（石田茂春）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

会期初日の町長提出議案の承認第1号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について」から承認第14号「建設工事委託に関する基本協定の締結〔隠岐の島町公共下水道（西郷浄化センター）の建設工事委託に関する基本協定〕の専決処分について」までの14件、並びに本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論は、ありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

承認第1号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について」から、承認第14号「建設工事委託に関する基本協定の締結〔隠岐の島町公共下水道（西郷浄化センター）の建設工事委託に関する基本協定〕の専決処分について」までの14件について一括して採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、承認第1号から承認第14号までの14件は原案のとおり「承認」されました。

次に、議第61号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 61 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 62 号「地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例」及び議第 63 号「隠岐の島町放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の 2 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 62 号及び議第 63 号の 2 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 64 号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎敷地造成（その 1）工事〕」から議第 68 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町畜産センター〕」までの 5 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 64 号から議第 68 号までの 5 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、要望第 1 号『生産性向上特別措置法』に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望』についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり決定とすることに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第 1 号は委員長報告のとおり「決定」されました。

次に、要望第2号「大久地区の公衆トイレ設置・バス停改修・油庫に関する要望」についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり決定とすることに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第2号は委員長報告のとおり「決定」されました。

次に、請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり決定とすることに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり「決定」されました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 4. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日お手元に配付のとおり、1件の議案が委員会提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定による、委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました、発委第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

総務教育民生常任委員長 12番：高宮 陽一 議員

○12番（高宮 陽一）

発委第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について、「提案理由の説明」を申し上げます。

先ほどの委員長報告でも申し上げました様に、増大する公的サービスの質の確保を図るためにも地方財源の安定確保は必要であり、政府等に意見書を提出するものであります。

なお、意見書の提出先は内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、経済財政）でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発委第3号の「質疑」を行います。

質疑ありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。

討論はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

したがって、発委第3号は原案のとおり「可決」されました。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長、特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長、各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会閉会中の継続審査・調査付託」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成30年第2回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 11時02分)

以 下 余 白